

経営事項審査の有効期間が再延長されたことに伴う平成23・24年度の競争参加資格の取扱いについて

平成 23 年 9 月
農林水産省東北農政局

東日本大震災に伴い、平成23年3月13日付け「東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成23年政令第19号）及び平成23年3月23日付け「国土交通省告示第298号」により、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（平成22年国土交通省告示第1175号。以下「改正告示」という。）による改正前の審査基準に基づく経営事項審査の有効期間の満了日を平成23年8月31日に延長されているところですが、平成23年8月30日付けで公布・施行された「東日本大震災の被害者の建設業法第3条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令」（平成23年政令第276号）及び同日付け「平成23年国土交通省告示第868号」により、岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者については、改正前の審査基準に基づく経営事項審査の有効期間の満了日を平成24年2月29日に再延長されることとなりました。

一方、平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の建設工事契約の随時受付については、「経営事項審査の審査事項が改正されたことに伴う平成23・24年度の競争参加資格の取扱いについて」（平成23年3月農林水産省東北農政局）の1により、改正前の審査基準に基づく経営事項審査による受付期限を平成23年8月31日までとしているところです。

つきましては、被災地域における経営事項審査の更新の現状をかんがみ、農林水産省東北農政局の平成23・24年度の競争参加資格の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

1 経営事項審査の有効期間が再延長されたことに伴う随時の資格審査の申請時に使用する経営事項審査の総合評価値通知書について

(1) 平成23年9月1日以降、改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査の総合評価値通知書に基づき随時の資格審査の申請となります。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域に主たる営業所を有するものについては、平成23年9月1日から平成24年2月29日までの期間、改正告示による改正前又は改正後のいずれかのうち、申請日の直近の総合評価値通知書に基づく申請となります。

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評価値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評価値通知書をい

う。以下同じ。)は、経営事項審査の審査基準日(告示(平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。)第1第1号の2に規定する審査基準日をいう。以下同じ。)が申請をする日の1年7月前の日以後のもののうち最新のものでなければなりません。

- ② 岩手県、宮城県及び福島県の区域外に主たる営業所を有する者(④に該当する者を除く。)については、平成23年9月1日以降に随時の資格審査の申請を行う場合、最新の総合評定値通知書であり、改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査の総合評定値通知書により申請してください。
- ③ 岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者については、平成23年9月1日から平成24年2月29日までに随時の資格審査の申請を行う場合、最新の総合評定値通知書であれば、改正告示による改正前又は改正後のいずれかの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書により申請してください。
- ④ 岩手県、宮城県及び福島県の区域外に主たる営業所を有する者であって、国土交通大臣又は都道府県知事から経営事項審査の有効期間の満了日を平成24年2月29日に延長することを承認された者については、平成23年9月1日から平成24年2月29日までに随時の資格審査の申請を行う場合、改正告示による改正前の審査基準に基づく経営事項審査の総合評定値通知書により申請してください。

(2) 経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、特例計算を希望する事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正告示による改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書は、添付を要する者の全てについて、申請をする日の1年7月前の日以後のもののうち最新のものでなければなりません。
- ② また、岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者であつて、平成23年9月1日から平成24年2月29日までに申請を行う場合、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合(中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。)の総合審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正告示による改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

2 随時の資格審査の申請方法

(1) 随時の資格審査申請書及び添付書類

申請については、以下に掲げる窓口において申請を受け付けます。
なお、提出方法は文書持参方式又は文書郵送方式のいずれかになります。
受付場所：〒 980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1
農林水産省東北農政局整備部設計課経理係
電話 0 2 2 - 2 6 3 - 1 1 1 1（内線 4 1 5 0）

（２）申請書類及び提出要領申請書作成の手引きの入手

申請書作成の手引き並びに申請書等の様式については、農林水産省東北農政局のホームページから入手してください。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

<http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>

※ 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う競争参加資格の再認定の申請については、「経営事項審査の審査事項が改正されたことに伴う平成23・24年度の競争参加資格の取扱いについて」（平成23年3月農林水産省東北農政局）の2のとおりとなっているため、別途、確認してください。